

12. 医療安全管理委員会

委員長 國 土 典 宏

平成 17 年 9 月 1 日より 4 学会を含む医学会横断的な 19 学会の協力の下に開始された『診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業』(<http://www.med-model.jp/>) も、最終的には 38 学会(実施主体：日本内科学会を含む)の協力を経て、平成 22 年 3 月末をもって予定期間の 5 年間を終え、原因分析や再発防止に不可欠な死因究明制度の確立を目指し、モデル事業の結果を踏まえながら、中立公平な原因究明を行う事業として今後、日本医学会・日本内科学会・日本病理学会・日本法医学会・本会の 5 学会が運営主体となり、「一般社団法人日本医療安全調査機構」を設立した。

食道癌手術後の長期呼吸管理のための気管切開を行った際に、気管切開で使用された電気メスが気管カニューラの下部部分に入ってしまった気道内熱傷に至ったことを受けて、本委員会で“気管切開時の電気メス使用に関する注意喚起”を作成、ホームページと日本外科学会雑誌に掲載している。

現在、外科の無過失補償制度導入について鋭意検討を行っている。

<<注意喚起>> 気管切開時の電気メス使用に関する注意喚起

高濃度酸素投与下の人工呼吸管理中の患者に対して、電気メスを用いた気管切開術を施行した際に、塩化ビニール製の気管チューブへの引火が原因で事故が発生していることが報告されており、PMDA 医療安全情報(2010年2-4月)(http://www.info.pmda.go.jp/anzen_pmda/file/iryu_anzen14.pdf)で注意喚起がなされています。

このような引火事故は重大な気道熱傷を生じ、患者に致死的な結果を招く可能性が高いことから、日本外科学会においても医療安全管理委員会での討議の結果、会員の皆様に注意喚起を行うことにいたしました。

<引火事故の要因>

引火事故の要因として、1)発火元(電気メス、レーザー)、2)可燃物(アルコール系消毒剤、可燃性気管チューブ、体脂肪や凝固血液、など)、3)助燃性の気体(高濃度酸素(30%以上や笑気の併用)が挙げられます。

※鼻カヌーなどで酸素投与を行った場合でも、局所の酸素濃度は40%を超えると報告されており、引火事故防止の観点からは、ルームエアーで呼吸状態に問題のない症例については酸素投与を控えることが望ましいと考えられます。

<予防策>

事故発生防止のための対策として、以下のような事項が挙げられます。

- 1) 引火事故に関する知識を共有、関係者全員に注意喚起を行う。
- 2) 患者に高濃度酸素投与が必要な状態かどうか再度確認を行う。
- 3) 高濃度酸素投与下に電気メスの使用が予定されている場合は、事前に打ち合わせを行い、事故発生時の役割分担を確認する。
- 4) 術野への酸素の漏れ出しを遮断するため、気管チューブのカフは十分にふくらませておく。カフなしのチューブを使用している場合、可能であればカフ有りのものに交換する。交換不可能の場合は、投与酸素濃度を下げる。
- 5) 事故発生に備え、生理食塩水を用意する。
- 6) 気管壁の操作に移る前には、酸素濃度を可能な限り下げておく。
- 7) 気管壁の切開時および気管壁開窓後には、原則として電気メスを使用しない。

切開時に使用しなくても、いったん気管孔を開けた後に、止血等の目的で気管開窓部や周囲組織に電気メスを使用した事例で引火事例が発生している。

<事故発生時の対策>

事故発生時には迅速に以下のような対処を行うことが必要です。

- 1) 気管チューブを抜去する.
- 2) 酸素を停止する.
- 3) 生理食塩水か滅菌蒸留水をかけ, 消火する.

消火が確認されたら

- 4) 再挿管あるいは, マスクなどで呼吸再開. 可能であれば酸素, 笑気は使用しない.
- 5) 気道内に燃え残った気管チューブが遺残していないかを確認する.
- 6) 気管支鏡で気道の状態を観察する.
- 7) 救急部や専門診療科にコンサルトし, 患者の状態を評価し, 迅速に集学的治療を開始する.

<参考文献>

The American Society of Anesthesiologists Task Force on Operating Room Fires. Practice advisory for the prevention and management of operating room fires. *Anesthesiology* 2008 ; 108 : 786—801

1) 一般社団法人日本医療安全調査機構

理事 里 見 進

平成 22 年 3 月に、これまでの「診療行為に関連した死亡の調査分析モデル事業」を継続するため、国会、日本内科学会、日本病理学会、日本法医学会、および日本医学会長が社員となって設立登記した法人が「一般社団法人日本医療安全調査機構」である。

平成 22 年度は厚生労働省から 1 億 7,664 万円の補助金を得て、全国 10 地域で約 40 例の診療行為に関連した死因の調査分析を行った。併せて、事業の内容を見直すため、院内事故調査委員会のレビュー方式を取り入れたり、死亡時画像診断を活用したりすることなどを検討した。

平成 23 年度も厚生労働省から 1 億 1,915 万 5 千円の補助金を得て、同等の事業を継続する予定であったが、この度の大震災の影響で、予算執行が停止となる可能性が示唆された。

そこで、法制化に向けた対応は継続しながらも、財政的に最悪の事態が生じた場合に対処するため、最小限度の運営にシフトすることなどの対応を検討中である。

なお、平成 23 年度の補助金が交付されるまで、本会と日本内科学会が当面の運転資金を立て替えている。

13. 倫理委員会

委員長 平 田 公 一

1. 行政処分を受けた会員について

厚生労働省より不正行為を行った医師に対して行政処分のあった本会会員には、定款第 10 条に基づき、懲戒処分をしている。

対象会員には、行政処分を下された医業停止期間に合わせて、学会活動停止の懲戒処分を予定し、定款施行細則第 12 号の懲戒に関する規則に則り、調査委員会により調査の上、昨年度の懲戒処分者は、4 名であった。

2. National Clinical Database (NCD) に関する倫理審査について

NCD から「NCD での手術・治療情報登録における個人情報の取り扱いについて」という課題で倫理審査が申請されたので、外部有識者を加えて審査を行い、以下のとおり判定結果を通知し、公開した。

平成 22 年 11 月 15 日

一般社団法人 National Clinical Database 運営委員長
東京大学医学部附属病院 小児外科 教授
岩中 督 殿

社団法人日本外科学会
倫理委員長 平田 公一

倫理委員会 審査結果報告書

貴下より申請された審査課題「一般社団法人 National Clinical Database (日本臨床データベース機構)での手術・治療情報登録における個人情報の取り扱いについて」につき、拡大倫理委員会として外部有識者も交えて審査を行い、下記のとおり判定いたしましたので、ここに通知いたします。

記

判定結果：承認

ただし、以下に掲げる対応を要望する

【要望】

- ①患者さんが自分の症例データを、当該病院を経由することなく、照会閲覧できるような受付窓口を設けること。
- ②患者さんが自身の通う病院に質問をした場合に、各病院でしっかりと回答できるような体制を構築するように周知徹底すること。
- ③サーバーのセキュリティ、および不測の事故発生時の対応策をあらかじめ確認しておくこと。
- ④情報技術のプロフェッショナル、患者団体を代表する人、およびマスコミ人などによる第三者的な評価を受けて、内容の確認を行い、必要に応じて指導を受けること。
- ⑤平成 23 年 1 月 1 日の事業開始後、少なくとも 1 年前後の頃に状況を確認し、問題があれば早急の改善を図り、必要に応じて倫理委員会の審査を考慮すること。

以上

14. 外科医労働環境改善委員会

委員長 富 永 隆 治

委員会を7月27日、11月1日に開催し、労働環境改善の方策として、医療の分業化として具体的に周術期医療チームを検討し、その一環として、平成22年度厚生労働科学特別研究事業「看護師が行う医行為の範囲に関する研究」(主任研究員：前原正明委員)に協力した。特に班研究のアンケート調査にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

第1回外科医労働環境に関するアンケート(平成18年10月実施)から一定期間経過したことより、再度現時点での状況を明らかにし、さらには前回の結果と比較することで、今後の外科医の労働環境の改善を図るべく、第2回外科医労働環境に関するアンケート(3,680人依頼)と、平成22年度診療報酬改定によって病院自体は増収されたが、その増収された分が実際に外科医の収入や待遇に反映されているかどうかを平成22年度診療報酬改定結果に対する外科医処遇に関するアンケート(指定・関連施設2,152施設の病院長、事務連絡指導責任者に依頼)を実施し、現在解析中である。

アンケート調査にご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

なお、昨年実施した「外科医週間タイムスタディ調査」の集計結果(日本外科学会会員数38,342、回答数1,744、回答率4.5%)を分析担当の西田博正会員(東京女子医科大学)が日本外科学会雑誌(第111巻第4号)に掲載したのでご参照下さい。

本委員会が推奨した研究が平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金(研究課題「新しいチーム医療体制確立のためのメディカルスタッフの現状と連携に関する包括的調査研究」)に採用され、平成 22 年度も継続され、班会議を 5 月 6 日, 9 月 15 日, 11 月 1 日, 12 月 27 日(討論会)に開催した。

15. 女性外科医支援委員会

委員長 平 田 公 一

本委員会は、本会の将来計画委員会内に設置された「アクションプランワーキンググループ」でまとめた「女性外科医の会」(仮称)の発足を目指して、支援するために新設された経緯があり、平成 21 年 11 月 20 日に「日本女性外科医会」(英語名: Japan Association of Women Surgeons (JAWS))が発足しましたが、日本女性外科医会からの連絡窓口として引き続き継続された。

委員会を 9 月 28 日, 3 月 8 日に開催、その間、第 111 回定期学術集会特別企画「女性外科医の現在と未来」の内容やアンケートに関する事項、内容を検討した。

また、日本女性外科医会が本会代議員に対し実施した「女性勤務医師に関するアンケート調査」(157 件の回答; 回収率 57.3%)に協力するとともに、日本女性外科医会と共同名義で「学童期における家庭と仕事の両立の問題点に関するアンケート調査」を外科学会女性会員と男性会員の一部に実施し、436 件の回答(回答率 14.%)にて終了し、第 111 回定期学術集会特別企画にて分析結果を発表する予定である。

アンケートにご協力いただいた先生方の関係者を含めて感謝申し上げる。

16. 定款委員会

委員長 近 藤 丘

1. 今般の公益法人制度改革に伴い、本会は一般社団法人に移行認可を申請する方向性が決定済みである。

そこで、所管の内閣府の公益認定等委員会によるモデル定款をベースとし、また同委員会の指導を受けながら、「一般社団法人日本外科学会定款(案)」を作成したので、審議をお願いしたい。

なお、本日の円滑な議事の進行に資するため、あらかじめ代議員、名誉会長、名誉会員、および特別会員各位にお届けして、検討をお願いすると共に、全会員に対してパブリックコメントを募ったことを申し添える。

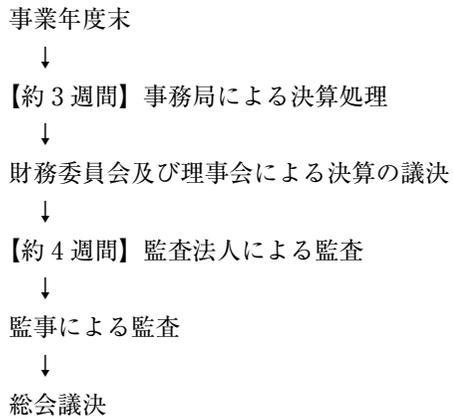
2. 「一般社団法人日本外科学会定款」を議決いただいたら、直ちに新たな定款施行細則類(代議員選任規則、外科専門医制度規則など)の作成に着手し、年内の臨時総会で、これら定款施行細則類の審議と議決をお願いする予定である。そして、内閣府の公益認定等委員会に移行申請を行い、来年早々には認可が得られるように手筈を進めたい。

3. 内閣府の公益認定等委員会から、一般社団法人に移行するためには、代議員選挙制度の抜本的な改正が不可欠である旨を指導されているので、本来ならば本年度は代議員選挙の実施年であるが、現行の役員・代議員等選任規則(定款施行細則第 3 号)の執行は停止とし、「一般社団法人日本外科学会定款」に基づく新しい代議員選任規則が議決されてから、その内容に則って代議員選挙を実施することとするので、ご留意願う。

4. 一般社団法人 National Clinical Database に対して、本会の手術症例データベース基金を全額取り崩して供出したので、手術症例データベース基金に関する施行規定は廃止となる。

「一般社団法人日本外科学会定款（案）」のポイント

- 第5条（種別）：法人法上の社員＝代議員とする。
⇒内閣府の公益認定等委員会から、選挙によらない代議員（非選挙代議員）は認めない旨が指導されたので、非選挙代議員の制度は廃止して、全代議員を選挙で選出せざるを得ない。このことを鑑み、代議員の定数を300名～350名に増員する。
また、同委員会からは、代議員選挙の公平性の観点により、選挙権と被選挙権は一体で付与するようにも指導された。そこで、代議員の定年を満80歳まで引き上げ、定年を迎えた会員は立候補も投票もできないものとする（ただし会費も免除）。名誉会長、名誉会員、及び特別会員も同様に、立候補も投票もできないものとする。
（⇒追って、新しい代議員選任規則に詳細を規定する）
- 第8条（退社及び退会）：社員である代議員（→退社）と、会員（→退会）はそれぞれ別に規定する。
- 第9条（除名又は懲戒）：社員である代議員と、会員はそれぞれ別に規定する。
- 第10条（資格の喪失）/第11条（休会）：3年以上、会費を滞納した場合は退会となる旨を明記する。その代わりとして、復会と休会の規定を新設する。
- 第12条（役員）：登記上、代表理事は2名とするが、運用においては「理事長」と「副理事長」に分ける。事業拡充に伴い、理事の定数を16名～20名に増員する。
- 第21条（開催）：総会の名称を「（定時）社員総会」とする。
- 第26条（議事録）：社員総会の議事録への署名は議事録署名人ではなく、出席理事全員が行う。
- 第31条（決議）：原則として、書面による持ち回り理事会は行えない。ただし、全員が賛意を示した場合のみ、書面決議が認められる。
- 第32条（議事録）：理事会の議事録への署名は議事録署名人ではなく、理事長と副理事長と監事が行う。
- 第33条（事業年度）：現在は3月～翌2月末だが、2月～翌1月末に変更する。
⇒一般社団法人に移行後は、監査法人に監査を受ける予定である。そのため、以下のとおり決算処理には約2ヶ月を要することになるので、現行どおり2月末に事業年度を締めると、総会は5月に開催しなくてはならない。本会は概ね4月に総会を開催する通例なので、事業年度の締めを1ヶ月前倒しとする（法律上、総会は事業年度末から3ヶ月以内に開催しなくてはならない）。



- 第 38 条 (剰余金)/第 39 条 (残余財産の帰属) : 非営利性を徹底するため, 剰余金の分配は行わず, 残余財産も当該法律に従って処理する.
- 附則 2 : 設立時の副理事長は上本伸二理事とする (理事会決定).
- 附則 4 : 現在の代議員は非選挙代議員を含むため, 前記のとおり, そのまま一般社団法人の代議員にスライドさせることはできない. あくまでも新しい制度下で代議員を選出し直した上で, 一般社団法人に移行することとなる.

一般社団法人日本外科学会 定款案

現行（社団法人）

新案（一般社団法人；差異点〳〵）

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人日本外科学会という。

2 この法人は、英文名称を Japan Surgical Society という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都港区浜松町2丁目4番1号世界貿易センタービルディング内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、外科学に関し会員の研究発表、知識の交換並びに会員相互間及び関連学協会との研究連絡、提携の場となり、外科学の進歩普及に貢献し、もって学術文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会員の研究発表会、学術講演会等の開催
- (2) 機関誌、論文図書等の刊行
- (3) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (4) 外科学及びこれに関する医療制度の資料の収集並びに研究及び調査
- (5) 優秀な業績の表彰
- (6) 外科学に関する研究及び調査

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本外科学会と称する。

2 この法人は、英文名称を Japan Surgical Society という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、外科学に関する会員相互ならびに内外の関連学術団体との研究連絡、知識の交換、提携の場となることを通して外科学の進歩普及に貢献するための事業を行い、学術文化の発展と外科医療の向上に資することで国民の健康と福祉に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 会員の研究発表会、学術講演会等の開催
- (2) 機関誌、論文図書等の刊行
- (3) 内外の関係学術団体との連絡及び提携
- (4) 外科学に関する研究及び調査
- (5) 外科専門医の育成と専門医制度の運用
- (6) 研究の奨励と優秀な業績の表彰
- (7) 生涯学習活動の推進
- (8) 外科診療に関する情報や指針の提供
- (9) 国民に対する外科医療の情報提供と啓発
- (10) 医療政策に関する建議

(7) その他前条の目的を達成するために必要な事業

【新設】

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人の会員は、次のとおりとする。

(1) 正会員

外科学に関する知識、経験を有する医師又はこれに準ずる者で、この法人の目的に賛同して入会した者

(2) 特別会員

この法人に対して、特別の功労のあった者で、理事会及び総会の議決を経て推薦された者

(3) 名誉会員

日本外科学の進歩発展に多大な寄与をした者で、理事会及び総会の議決を経て推薦された者

(代議員)【移動】

第17条 この法人に、250名以上300名以内の代議員を置き、民法上の社員とする。

(代議員の選任)【移動】

第18条 代議員は、総会において別に定めるところにより、正会員の中から選任する。

【新設】

【新設】

(代議員の任期等)【移動】

第19条 代議員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 代議員には、第16条第4項から第6項の規定を準用する。この場合には、同条中「役員」とあるのは、それぞれ「代議員」と読み替えるものとする。

(11) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第3章 社員及び会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

外科学に関する知識、経験を有する医師又はこれに準ずる者で、この法人の目的に賛同して入会した者

(2) 特別会員

この法人に対して、特別の功労のあった者で、理事会及び総会の議決を経て推薦された者

(3) 名誉会員

日本の外科学の進歩発展に多大な寄与をした者で、理事会及び総会の議決を経て推薦された者

2 この法人の社員は、正会員の中から選出する300名以上350名以内の代議員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法という）上の社員とする。

3 代議員は、社員総会において定める細則により、正会員による代議員選挙により選出する。

4 正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 本条第3項の代議員選挙において、代議員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 本条第3項の代議員選挙は、2年に1度、2月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請

求をしている場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わないが、当該代議員は、役員の選任及び解任（法人法第 63 条及び第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする。

【新設】

7 代議員が欠けた場合は、本条第 3 項から第 5 項までの規定に準じて、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了時までとする。

【新設】

8 正会員は、法人法に規定された次の社員の権利を、代議員と同様にこの法人に対して行使することができる。

(1) 法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）

(2) 法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）

(3) 法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）

(4) 法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）

(5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）

(6) 法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）

(7) 法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）

(8) 法人法第 246 条第 3 項及び第 250 条第 3 項並びに第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

【新設】

9 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(代議員の職務)【移動】

【削除】

第 20 条 代議員は、総会を組織し、審議事項を議決する。

(入会)

(入会)

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当

第 6 条 この法人の会員になろうとする者は、当

該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員及び名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退会)【移動】

第9条 退会しようとする会員は、理由を付して退会届を提出しなければならない。

(懲戒)【移動】

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を経て、理事長がこれを懲戒することができる。

- (1) 日本国の法律又は本会定款、若しくは規則等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉又は信用を傷つけ、その他会員としての品位を損なう行為があったとき。
- 2 懲戒は、次の3種とする。
 - (1) 除名
 - (2) 3年以内の学会活動停止
 - (3) 嚴重注意
 - 3 前2項により会員を除名する場合には、理事会の議決に加え、総会において代議員現在数の3分の2以上の議決を経なければならない。この場合、その会員に対し、総会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

該年度の会費を添えて所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第7条 正会員は、社員総会の議決を経て別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 特別会員及び名誉会員は、会費を納めることを要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(退社及び退会)

第8条 代議員は、理事会において別に定める退社届を提出し、理事会の決議を受けることにより、退社することができる。

- 2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名又は懲戒)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、理事会の決議によって、当該会員を除名又は懲戒することができる。ただし、除名する場合は、理事会の決議に加え、社員総会において総代議員の3分の2以上の決議がなければならない。また、その会員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 日本国の法律又は本会定款若しくは規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉又は信用を傷つけ、若しくは目的に反し、その他会員としての品位を損なう行為があったとき。
 - (3) その他除名又は懲戒すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の会員の懲戒は、次の2種とする。
 - (1) 3年以内の学会活動停止
 - (2) 嚴重注意

- 3 代議員が本条第1項各号のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において総代議員の3分の2以上の決議によって、当該代議員を除名することができる。この場合、その代議員に対し、社員総会で決議する前に弁明の機会を与えなければならない。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の理由によってその資格を喪失する。

- (1) 会費を滞納したとき。
- (2) 退会したとき。
- (3) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (4) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (5) 除名されたとき。

【新設】

第4章 役員・代議員及び職員

(役員)

第11条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上 14名以内（うち、理事長1名）
- (2) 監事 2名又は3名

(役員を選任)

第12条 理事及び監事は、別に定めるところにより、総会で選任する。

2 理事長は、理事が互選によって選任する。

(資格の喪失)

第10条 前2条の他、代議員及び会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡したとき、又は失踪宣告を受けたとき。
- (4) 総代議員が同意したとき。

2 会員が前項第1号によりその資格を喪失した場合は、支払義務を履行しなかった期間の会費を添えて所定の復会申込書を提出し、理事会の承認を受ければ、その資格の喪失を取り消すことができる。

(休会)

第11条 会員が休会しようとするときは、その期間及び理由を付して所定の休会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

第4章 役員

(役員)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 16名以上 20名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって

- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 特定の理事とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事現在数の3分の1を超えてはならない。
- 5 理事に異動があったときは、その旨を遅滞なく文部科学大臣に届け出なければならない。
- 6 監事に異動があったときは、その旨を遅滞なく文部科学大臣に届け出なければならない。

(理事長の職務)

第13条 理事長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

(理事の職務)

第14条 理事は、理事会を組織し、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決し、執行する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 理事は、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序にしたがって、その職務を代行する。

(監事の職務)

第15条 監事は、この法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する職務を行う。

- (1) 法人の財産の状況を監査すること。
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (3) 財産の状況又は業務の執行について不整の事実を発見したときは、これを理事会又は総会若しくは文部科学大臣に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会又は総会の招集を請求し、若しくは理事会又は総会を招集すること。

(役員任期等)

第16条 理事及び監事の任期は2年とし、通常総会終了時に始まり、次々期通常総会終了時に終

理事の中から選定する。

【第14条に包含】

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を遂行する。

- 2 理事長及び副理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期等)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員

わる。

- 2 理事長は、再任を妨げない。ただし、通算2期を超えて再任されることができない。
 - 3 理事及び監事は、再任を妨げない。ただし、理事は、前項に定める理事長としての通算任期を除いて、通算3期を超えることができず、監事は、通算2期を超えることができない。
 - 4 補欠又は増員によって選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 5 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 6 役員が次の各号の一に該当するときは、総会で、代議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、総会で議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他この法人の役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

【新設】

(役員及び代議員の報酬)

第21条 役員及び代議員は、無給とする。ただし、役員及び代議員には費用を弁済することができる。

- 2 前項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

(事務局及び職員)

第22条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

総会の終結時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとする。

- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第12条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、社員総会において総代議員の3分の2以上の決議がなければならない。

(役員報酬)

第18条 理事及び監事は、無報酬とする。

【削除】

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免し、有給とする。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(総会の構成)【移動】

第 27 条 総会は、代議員をもって構成する。

(総会の議決事項)【移動】

第 32 条 次に掲げる事項については、通常総会の議決を受けなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) 財産目録、貸借対照表及び正味財産増減計算書についての事項
- (4) その他理事会において必要と認めた事項

(総会の種別及び開催)【移動】

第 28 条 総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき。
 - (2) 代議員現在数の 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき。
 - (3) 第 15 条第 1 項第 4 号の規定により、監事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき、又は監事が招集したとき。

(総会の招集)【移動】

第 29 条 総会は、第 15 条第 1 項第 4 号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集

第 5 章 社員総会

(構成)

第 19 条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(総会の議決事項)

第 20 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 代議員及び会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 21 条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(総会の招集)

第 22 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招

する。

- 2 理事長は、前条第3項第1号又は第2号の請求を受けたときは、その請求を受けた日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(総会の通知)【移動】

第30条 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は機関誌をもって、遅くとも10日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)【移動】

第31条 総会の議長は、会議のつど、出席代議員の互選で定める。

【新設】

(総会の定足数等)【移動】

- 第33条** 総会は、代議員現在数の過半数以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。
- 2 第26条第1項ただし書の規定及び同条第2項の規定は、前項の場合に準用する。この場合には、同条中「理事会」とあるのは「総会」と、又、「理事」とあるのは「代議員」と、それぞれ読み替えるものとする。

(会員への通告)【移動】

第34条 総会の議事の要領及び議決した事項は、

集する。

- 2 総代議員の5分の1以上の決議によって、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

【削除】

(議長)

第23条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、社員総会の議長は、副理事長がこれに当たる。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(総会の定足数等)

第25条 社員総会の決議は、過半数の代議員が出席し、出席した代議員の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の3分の2以上をもって行う。

(1) 代議員及び会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに本条第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第12条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

【削除】

全会員に通告する。

(議事録)【移動】

第35条 すべての会議の議事録は、議長が作成し、議長及び当該会議において選任された出席代表者2名が署名押印の上、これを保存する。

第5章 会議

(理事会の種別及び開催)

第23条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回以上開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき。
 - (3) 第15条第1項第4号の規定により、監事から、会議の目的を記載した書面により、招集の請求を受けたとき、又は監事が招集したとき。

【新設】

(理事会の招集)

- 第24条** 理事会は、第15条第1項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の請求を受けたときは、その請求を受けた日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
 - 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、遅

(議事録)

第26条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 理事会

【削除】

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。
2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、理事長が招集する。
2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集し、副理事長が欠けたとき又は副理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

くとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第25条 理事会の議長は、理事長とする。

(理事会の定足数等)

第26条 理事会は、理事現在数の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き議決することができない。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

【新設】

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- (1) この法人設立の際、日本外科学会から継承した財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄附金品
- (6) その他の収入

(資産の種別)

第37条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成する。

- (1) この法人設立の際、日本外科学会から継承

(理事会の議長)

第30条 理事会の議長は、当該理事会を招集した者とする。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び副理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

【削除】

【削除】

した財産のうち、基本財産の部に記載された財産

(2) 理事会が基本財産に繰り入れることを議決した財産

- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 寄附金品であって寄附者の指定あるものは、その指定に従う。

(資産の管理)

第38条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。

- 2 基本財産のうち、現金は、理事会の議決を経て、確実な有価証券を購入するか、又は定額郵便貯金とするか、若しくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として、理事長が保管する。
- 3 運用財産のうち、その一部に限り、理事会及び総会の議決を経て、不動産を購入することを妨げない。

(基本財産の処分制限)

第39条 基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事現在数及び代議員現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けて、その一部に限り処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れることができる。

(経費の支弁)

第40条 この法人の事業遂行に要する費用は、運用財産をもって支弁する。

(事業年度)【移動】

第45条 この法人の事業年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度開始前に理事長が編成し、理事会及び総会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。

- 2 事業計画及び収支予算を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 本条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由によって予算が成立しないときは、理事長

【削除】

【削除】

【削除】

(事業年度)

第33条 この法人の事業年度は、毎年2月1日に始まり、翌年1月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第34条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出を行うことができる。

- 4 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び収支決算)

第42条 この法人の収支決算は、毎事業年度終了後、3カ月以内に理事長が作成し、収支計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書及び正味財産増減計算書並びに会員の異動状況書とともに、監事の意見を付し、理事会及び総会の承認を経て、文部科学大臣に報告しなければならない。

- 2 この法人の収支決算に収支差額があるときは、理事会及び総会の議決を経て、その一部又は全部を基本財産に編入し、若しくは翌年度に繰り越すものとする。

(書類及び帳簿の備付け等)【移動】

第49条 この法人の事務所に、次の書類を備え付けなければならない。ただし、他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときはこの限りでない。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書
- (4) 財産目録
- (5) 資産台帳及び負債台帳
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- (7) 理事会及び総会の議事に関する書類
- (8) 処務日誌
- (9) 官公署往復書類
- (10) 収支予算書及び事業計画書
- (11) 収支計算書及び事業報告書
- (12) 貸借対照表
- (13) 正味財産増減計算書
- (14) その他必要な書類及び帳簿

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

- 2 前項の議決を受けた書類のうち、第1号及び第3号並びに第4号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については議決を受けなければならない。

- 3 本条第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

2 前項第1号から第5号までの書類, 同項第7号の書類及び同項第10号から第13号までの書類は永年, 同項第6号の帳簿及び書類は10年以上, 同項第8号, 第9号及び第14号の書類は1年以上保存しなければならない。

3 第1項第1号, 第2号及び第4号の書類, 同項第10号から第13号までの書類並びに役員名簿は, これを一般の閲覧に供するものとする。

(新たな義務の負担等)

第43条 第39条ただし書及び第44条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか, 新たに義務を負担し, 又は権利を放棄しようとするときは, 理事会及び総会の議決を経なければならない。

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入をしようとするときは, その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除き, 理事現在数及び代議員現在数の各々の3分の2以上の議決を経, かつ, 文部科学大臣の承認を受けなければならない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第46条 この定款は, 理事現在数及び代議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経, かつ, 文部科学大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第47条 この法人の解散は, 理事現在数及び代議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経, かつ, 文部科学大臣の許可を受けなければならない。

【新設】

(残余財産の処分)

第48条 この法人の解散に伴う残余財産は, 理事現在数及び代議員現在数の各々の4分の3以上の議決を経, かつ, 文部科学大臣の許可を受けて, この法人の目的に類似の公益法人に寄附す

【削除】

【削除】

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は, 社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は, 社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金)

第38条 この法人は, 剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は, 社員総会の決議を経て, 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方

るものとする。

【新設】

第8章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

- 1 従来の日本外科学会に属した会員及び権利義務の一切は、この法人で継承する。
- 2 この定款は、文部大臣の設立許可のあった日から施行する。(昭和41年3月18日設立許可)
- 3 この法人設立当初の理事及び監事は、つぎのとおりである。

公共団体に贈与するものとする。

(公告の方法)

- 第40条 この法人の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

【削除】

【削除】

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は里見進、副理事長は上本伸二とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。